

## おおいた地域づくり活動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 本実施要綱は、県が、県内で地域づくり活動を行う個人又は団体を、おおいた地域づくり活動者(以下、「活動者」という。)として登録し、活動者の取組を専用サイトで紹介した上で、活動者を支援する個人ボランティア又は団体ボランティア(以下、「ボランティア」という。)とのマッチングを行うことで、地域づくり活動の担い手を確保し、もって活動の継承・発展を図る「おおいた地域づくり活動支援事業」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の推薦)

第2条 市町村長は、別表第1の登録要件の全てを満たす活動者について、本人の同意を得た上で、おおいた地域づくり活動者として登録するように、知事に推薦するものとする。

2 前項の推薦にあたっては、次の各号について、電磁的方法により知事に提出するものとする。

- (1) 市町村担当所属名及び担当者名
- (2) 被推薦者名又は被推薦団体名(ふりがな)
- (3) 団体の場合の代表者職氏名、構成人数及び担当者名
- (4) 被推薦者又は被推薦団体の住所及び連絡先
- (5) 活動内容がわかるホームページ、SNSアカウント(X、Instagram、Facebook等)
- (6) 地域づくり活動の概要(活動目的、活動開始時期、活動内容、主な活動地域)
- (7) 地域づくり活動の内容がわかる写真の画像データ(2～3枚程度)

### (登録の通知)

第3条 知事は、前項の推薦があった場合、内容を確認し、これをおおいた地域づくり活動者として専用サイトに登録するものとする。

2 知事は、前項の登録を行った場合は、速やかにその旨を市町村長に通知するものとする。

### (届出内容の変更)

第4条 市町村長は、第2条第2項の提出内容に変更があったときは、速やかに知事に、電磁的方法で、変更内容を提出するものとする。

### (登録の削除)

第5条 市町村長は、第3条で登録された活動者が別表第1の登録要件を満たさなくなったときは、その理由を添えて、電磁的方法により、知事に登録の削除を届け出なければならない。

2 知事は、市町村長から前項の届出があった場合は、内容を確認の上、速やかに登録を削除するものとする。

3 前2項のほか、知事は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市町村長に確認の上、登録を削除することができるものとする。

- (1) 別表第1の登録要件を満たさないと認めるとき
- (2) その他知事が適当でないと認めるとき

### (ボランティアの登録と公募)

第6条 知事は、活動者の地域づくり活動を専用サイトで紹介し、これを支援するボランティアの募集を行うものとする。

2 ボランティアは、活動者の地域づくり活動への支援を希望する場合は、事前に専用サイトにより、知事にボランティア登録を申請するものとする。なお、登録を申請できるボランティアは、別表第2の登録要件の全てを満たす者とする。

3 知事は、前項の登録申請があった場合、内容を確認した上で、ボランティア登録を行うとともに、申請者にその旨を通知するものとする。

4 前項の通知を受けたボランティアは、知事に活動者のおおいた地域づくり活動への支援を申し込むことができる。

5 知事は、ボランティアから活動者のおおいた地域づくり活動への支援の申込みがあった場合、活動者にこれを通知するものとする。

(ボランティアの登録取消)

第7条 知事は、前条第3項の規定により登録したボランティアが、次のいずれかに該当することとなった場合、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録したボランティアから登録取消の申し出があったとき

(2) 登録団体が解散したとき

(3) 登録したボランティアとの連絡ができなくなったとき

(4) 活動者の地域づくり活動の支援において、不適切な行為が認められたとき

(5) 暴力団員又は暴力団との関係があることが明らかになったとき

(6) その他個人又は団体として不適格と認められる事実が発生したとき

(報酬)

第8条 ボランティアは、無報酬で活動者のおおいた地域づくり活動を支援するものとする。ただし、交通費、食事代、活動に係る材料費、その他実費等については、必要に応じて、活動者が負担できるものとする。

(免責)

第9条 活動者及びボランティアは、活動者のおおいた地域づくり活動への支援に起因して、当事者又は第三者が損害を受ける事故が生じた場合は、被害者等と誠意をもって解決に当たらなければならない。この場合、活動者及びボランティアは、県に対して、事故による損害の賠償を求めることができない。

2 緊急又は不足の事態が発生し、活動者のおおいた地域づくり活動へのボランティアによる支援が不可能となった場合、県はその責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行)

第1条 この要綱は、令和7年6月12日から施行する。

別表第1（第2条関係）

おおいた地域づくり 活動者登録要件	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 県内で地域資源や観光、伝統文化等を活用した地域づくりを行う個人又は団体であること</li><li>(2) 登録する活動の内容が営利目的でないこと</li><li>(3) 登録を希望する個人又は団体が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同上第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。</li><li>(4) 登録する活動の内容が許認可等を要する業種においては、その許認可庁の許可を得ていること。</li><li>(5) 国及び地方公共団体でないこと</li></ul>
----------------------	---

別表第2（第6条関係）

ボランティア登録要件	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 個人又は団体であること</li><li>(2) 暴力団員でないこと</li><li>(3) 登録情報を活動者に提供することに同意する者</li></ul>
------------	---